三　当該変更記録の申請書に記載された委託番号を有する特定変更記録事務代行者が、当該申請を受けた運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）から法第七十四条の六第一項の規定による委託を受けている場合

四　当該変更記録の申請書に記載された委託番号を有する特定変更記録事務代行者が当該変更記録の申請を電子申請により行つた者である場合（ただし、所有者又は使用者が自ら当該変更記録の申請を電子申請により行つた場合にあつては、この限りではない。）

五　当該変更記録の申請が、自動車検査証記録事項のうち第三十五条の三に規定する自動車検査証の記載事項の変更を伴うものでない場合

（特定変更記録事務代行者の公表等）

第四十九条の十九　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第七十四条の六第一項の規定により委託をしたとき又は第四十九条の二十六の規定による承認をしたとき若しくは第四十九条の二十七の規定による届出を受けたときは、特定変更記録事務代行者に関する記録を作成しなければならない。　（新設）

2　国土交通大臣は、前項の規定により作成された記録を取りまとめ、インターネットの利用その他適切な方法により次に掲げる事項を公表するものとする。

一　特定変更記録事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあつては、住所及びその代表者の氏名

二　委託に係る特定変更記録事務を処理する事業場の名称及び所在地

三　委託に係る特定変更記録事務の対象とする自動車の範囲

（委託することのできない事務）

第四十九条の二十　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める事務は、法第六十七条第三項の規定による保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるかどうかの判定に係る事務とする。　（新設）

（特定変更記録事務代行者の要件）

第四十九条の二十一　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。　（新設）

一　特定変更記録事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

二　特定変更記録事務を適確に遂行するために必要な設備を有すること。

三　次に掲げる者に該当しないこと。

イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第四十九条の十六又は第四十九条の二十九の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ　法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

（標識）

第四十九条の二十二　特定変更記録事務代行者が掲げる標識の様式は、第一号様式の五とする。　（新設）